

神山町農業委員会

議 事 録

令和8年3月27日開催

# 神山町農業委員会議事録

令和8年3月27日神山町農業委員会を  
神山町役場すだち（201）において開催

・出席農業委員は次のとおり（12人）

1番	河口 正紀	2番	鳥庭 純子	3番	原田 健義
4番	森本 守	5番	岡本 悦男	6番	松原 和久
7番	相原 利章	9番	高橋 正和	10番	鍛 喜文
11番	山本 實義	12番	加藤 宏行	13番	河野 宏吉

・出席農地利用最適化推進委員は次のとおり（6人）

広野地区 佐藤 重樹、阿川地区 阿部 純孝  
鬼籠野地区 河野 一弥、神領地区 小川 利文  
下分、左右内、上分地区 粟飯原 俊幸  
下分、左右内、上分地区 竹内 利夫

・欠席農業委員は次のとおり（1人）

8番 藤森 正三

・出席した職員は次のとおり（2人）

事務局長 滝上 博文 事務局主任 樫本 憲司

## 1. 開会

局長「定刻が参りましたので、農業委員会を開会していただきたいと思います。本日は、8番藤森委員さんより欠席の連絡がありましたので報告させていただきます。13名中12名の方に出席いただいておりますので総会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の方には全員出席をいただいております。

なお、本日は河野町長、竹内副町長ともに公務のため、欠席との連絡がありましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会宣言を会長お願いします。」

## 2. 開会宣言（午後 1時28分）

会長「ただいまから、神山町農業委員会を開会いたします。」

局長「はじめに、河野会長よりご挨拶を申し上げます。」

（河野会長挨拶）

局長「ありがとうございました。議長選出でございますが、農業委員会会議規則第5条により、河野会長に議長を務めて頂き、議事の進行をお願いいたします。」

## 3. 議事日程報告

議長「本日の会議の議事日程は、お配りしてあります議案書のとおりでございます。」

- 日程第1 議事録署名委員の指名について  
日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第3 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の  
規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議長「それでは只今より議事に入らせていただきます。」

#### 4. 議事録署名者指名

議長「日程第1 議事録署名委員の指名について、神山町農業委員会会議規則第18条により議事録署名者を指名いたします。10番鍛委員さん、11番山本委員さんをお願いいたします。なお、会議書記には事務局の榎本主任を指名いたします。」

#### 5. 議案第6号について

議長「日程第2 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をいたします。」

局長「ここからは前のスライドをご覧ください。」

(議案朗読)

局長「それでは、受付番号9番についてご説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが譲渡人の●●●●●さんから田1筆の譲渡を受ける案件でございます。

申請地の場所についてですが、スライドに公図、次に位置図でございます。申請地は●●●●で●●●●●さん宅の北側に位置しております。次のスライドからは現況写真で、順に、東側から、南側からとなっております。

次のスライドをご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は畑●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●を栽培し、自家消費する計画となっております。その他の項目についてはスライドのとおりでございます。

次のスライドをご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地は畑●●●●●㎡で、借入地はございません。

次のスライドをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●、●●、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●、●●●●●を各●●台、●●●●●、●●●●●、●●●●●を各●●台所有し、●●●●●、●●●●●を各●●台リースしております。

次のスライドをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●●●●さんが250日、●●の●●●●●さんが120日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。次のスライドは地域との調和要件についてでございます。記載内容に特に問題はございません。

以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次のスライドは譲受人 ●●●●●さんの住民票でございます。

受付番号9番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号9番の担当委員の1番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「譲受人は最近、近隣農地を取得し規模を拡大しております。既存農地も含めて十分管理されていることから、特に問題無いと考えます。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号10番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号10番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから田1筆の譲渡を受ける案件でございます。

申請地の場所についてですが、スライドに公図、次に位置図でございます。申請地は●●●●で●●●●●の南西側に位置しております。次のスライドは、東側から撮影した現地写真でございます。

次のスライドをご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●を栽培し、自家消費する計画としております。その他の項目についてはスライドのとおりでございます。

次のスライドをご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地及び借入地はございません。

次のスライドをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●、●●●●●を各●●台所有しております。

次のスライドをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●●●●さんが150日、●●の●●●●●さんが50日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。次のスライドは地域との調和要件についてでございます。記載内容に特に問題はございません。

以上により、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次のスライドは譲受人 ●●●●●さんの住民票でございます。

受付番号10番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号10番の担当委員の1番河口委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

河口委員「当該農地は譲受人の自宅と近接しております。すでに譲受人が耕作しており、十分に耕作していることから特に問題は無いと考えております。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号11番について事務局から説明をお願いいたします。」

局長「それでは、受付番号11番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の●●●●●さんから畑を1筆購入する案件でございます。

申請地の場所についてですが、スライドに公図、次に位置図でございます。申請地は●●●●●で譲渡人の●●●●●さん宅の南側に位置しており、隣接する●●●●●さん宅の敷地を通ることではしか侵入できない農地となっております。次のスライドからは現況写真で、順に、北東側、北西側、南東側、南西側からとなっております。

次のスライドをご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積はございません。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、●●、●●を栽培し、自家消費する計画としております。その他の項目についてはスライドのとおりでございます。

次のスライドをご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地及び借入地はございません。

次のスライドをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●、●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、現在は所有しておらず、申請地取得後に●●●●●と●●●●●を各●●台導入する予定となっております。

次のスライドをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●●●●さんが75日、●●の●●●●●さんが75日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。次のスライドは地域との調和要件についてでございます。記載内容に特に問題はございません。

次のスライドをご覧ください。●●●●●さんから提出された上申書でございます。現在、●●●●●さんの住所地は仕事や子育てもあり●●●●●となっておりますが、今回、申請地とあわせて●●●●●さん宅を購入し、●●●●●年程度で神山町へ完全移住する計画としております。先に説明しましたとおり、申請地は●●●●●さん宅の敷地を通らないと侵入できない農地であり、住宅敷地への出入口には進入防止柵が設置されていることから、住宅所有者以外が申請地で耕作を行うことが難しいと考えられます。購入を予定している●●●●●さんからも移住までの間、神山には年間150日程度滞在しながら農作業を行い、申請地を適正に耕作・管理を行うとのことですので、農作業への従事に問題はないと考えます。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次のスライドは譲受人 ●●●●●さんの住民票でございます。

受付番号11番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号11番の担当委員の3番原田委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

原田委員「3月23日に●●●●●の●●●●●さん、並びに事務局の●●●●●さんと現地の確認をして参りました。上申書での事務局長の説明のとおり、宅地の横並びの畑であって宅地を通らないと畑に入れないという状況の中で、●●●●●さんのお宅を●●●●●さんが畑と一緒に購入されるということで、今後、神山の名産の●●●●●等を作ると聞いております。今すぐに畑をするということではないんですが、事務局の説明のとおり年間何日か神山に通い、将来的に耕作をするということですので、よろしく願いいたします。」

議長「ありがとうございました。続いて受付番号12番について事務局から説明をお

願います。」

局長「それでは、受付番号12番について説明をいたします。

譲受人の●●●●●さんが、譲渡人の亡●●●●●相続財産管理人●●●●●さんから田を1筆購入する案件でございます。令和●●年●●月、●●月の農業委員会でお諮りした案件の、追加購入の案件でございます。

申請地の場所についてですが、スライドに公図、次に位置図でございます。申請地は●●●●●で●●●●●の東、●●●●●を挟んだ向かい側となっております。次のスライドからは現況写真で、順に、南西側から、北東側からとなっております。

次のスライドをご覧ください。譲受人 ●●●●●さんの土地利用計画書について、内容を説明させていただきます。構成員は●●人で、●●人が農作業に常時従事する予定でございます。経営面積は畑●●●●●㎡でございます。営農計画の概要等についてですが、取得した農地では、主に●●を栽培し、自家消費分を除く全量を販売する計画としております。その他の項目については次のスライドのとおりでございます。

次のスライドをご覧ください。●●●●●さんの経営状況を農地法第3条の規定による許可申請書の添付書類に基づき説明をいたします。農地法第3条第2項関係の中の、全部効率利用要件についてですが、現在、●●●●●さんの所有農地は畑●●●●●㎡で、借入地はございません。

次のスライドをご覧ください。作付予定作物についてですが、申請地取得後は、●●●●●を記載の面積のとおり栽培する予定でございます。農機具の所有状況ですが、●●●●●、●●●●●を各●●台所有しており、申請地取得後は●●●●●を●●台導入する予定となっております。

次のスライドをご覧ください。農作業常時従事要件についてですが、世帯の年間従事日数は、譲受人の●●●●●さんが100日、●●の●●●●●さんが100日で、世帯等で耕作に必要な日数150日を満たしておりますので問題はないと思われま。次のスライドは地域との調和要件についてでございます。記載内容に特に問題はございません。

以上により農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次のスライドは譲受人 ●●●●●さんの住民票でございます。

次のスライドは相続財産管理人の選任が確認出来る資料でございます。

受付番号12番の説明は以上でございます。」

議長「ただいまの説明に関連して、受付番号12番の担当委員の9番高橋委員さんから、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。」

高橋委員「3月17日に事務局の榎本さんと●●●●●の方と私で現地を見てきました。この方は前にも出た移住者の方でして、まだ移住はされてないので特に何か作っているという感じではないですが、少し耕作はしているようでした。●●●●●の方とも密に連絡を取り合っているようなので、心配は無いと思いますのでよろしく願います。」

議長「ありがとうございました。ただいま議案第6号 受付番号9番から12番について説明、意見をいただきました。ご質疑はございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「質疑ございませんので、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について受付番号9番から12番は原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について受付番号9番から12番は原案のとおり決しました。」

## 6. 議案第7号について

議長「日程第3 議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取についてを議題とします。事務局より議案の朗読、説明をお願いします。」

局長「それでは前のスライドをご覧ください。」

(議案朗読)

議長「議案第7号について、ご意見ございませんか。」

(質疑なしの声)

議長「意見がございませんので、議案第7号について原案どおり決するに異議ございませんか。」

(異議なしの声)

議長「異議がございませんので議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取については原案どおり決定し、町長に回答することに決しました。」

会長「以上をもちまして、本日の議題を全部終了いたしましたので閉会いたします。」

(閉会時刻 午後 1時55分)

この議事録は、事務局長をして調整せしめたもので、会議の内容に相違なきことを証するため署名する。

神山町農業委員会

会 長

10番委員

11番委員